

【スポーツ仲裁】

日本スポーツ仲裁機構2005年5月6日
JSAA-AP-2005-001仲裁判断について桂 充 弘
(弁護士)**1、本仲裁の概要**

本件は2005年5月に韓国で開催された第11回アジアローラースケート大会（以下「アジア大会」という）への派遣選手選考について、同選考決定の取消と、選考のやり直しを求めた事案であるが、仲裁判断の前提となる仲裁合意もしくは同合意に代わる競技団体規則が存しないこと等を理由として、実質的な仲裁判断に入らずに申立は全て却下された。

2、紛争の概要

(1) 当事者

申立人（以下「X」という）は、日本ローラースケート連盟（2006年4月に「日本ローラースポーツ連盟」に名称を変更している。以下「Y」という）に選手登録し、ローラースケートフィギュアの競技者として活動していた。Yは、1953年に設立された任意団体で、国際大会に選手等を派遣しており、財団法人日本体育協会の準加盟競技団体であった。

(2) Yの決定

第11回アジアローラースケート大会（以下「アジア大会」という）フィギュア競技には「規定競技」のみに出場する選手、「フリー競技」のみに出場する選手と、その両方に出場する「総合種目」に出場する選手各1名の代表選手が派遣されることとされていた。Yは、2005年4月19日、総合種目の出場選手をXとは別の選手であるAとし、フリー種目の出場選手をXとする旨の決定をした（以下「本件決定」という）。

(3) 請求の趣旨・理由

本件決定を受け、Xは選手選考が不当であるとして、2005年4月26日、Yに対し、本件決定を取消すとともに、明確な選考基準に従って選考をやり直すこと、及び、選考基準を明確化することを求めて、日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）に仲裁申立をした。

なお、この申立にあたってXは、日本ローラースケート連盟倫理規程（以下「倫理規程」という）第8条「本連盟の倫理委員会の行った決定に対する不服申立は、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決することができる」を援用してYとの間で仲裁合意が成立していると主張した。

また、Xは選手選考の取消を求める理由として、アジア大会の選考基準としては、第52回全日本選手権大会と第31回全国フリー競技会での成績を基準とし、選手選考会を2005年3月27日に開催し選考するとされていたが、実際の選考では選考基準となっていない事項が考慮されており不当であること。当初予定されていた選手選考決定期日に、XとAのどちらを総合出場選手にするのか決定をせず、後日さらに特別選考会を開催し選考するとされたが、その日程はXの都合を何ら配慮されず一週間前に一方的に知らされ、急に設定された日程であったため都合がつかず欠席せざるを得ない状況で開催されたもので不当である。さらに、Aが自己の都合を原因として第52回全日本選手権大会に参加しなかったにもかかわらず、この不参加を公認されていたことと比較して不公平であること等を主張した。

(4) 答弁

Yは、当初全く仲裁手続に応じない姿勢を見せたが、その後、答弁書提出期限経過後になって答弁書等を提出してきた。答弁書では選手選考については選考対象競技をX主張の競技に限らず他の競技結果も総合考慮の対象とすることは正当であると主張すると共に以下の理由から、Xの申立てをいずれも却下することを求めた。

本申立時たる2005年5月1日時点においてXは競技者登録が未了であり、Yの所属選手でなく申立の前提を欠くこと。本申立時たるYは

仲裁に合意しておらず、仲裁合意に代わる規則としてXが援用する倫理規程8条によっても「倫理委員会の決定」をスポーツ仲裁で争うことができると定められているにすぎないのであり、「倫理委員会」は本件決定に関し何らの判断もしておらず、仲裁合意として援用することはできない。さらにその他の仲裁合意に代わる競技団体規則も存しないこと等を主張した。

3 仲裁手続の経緯及び仲裁判断の要旨

(1) 仲裁手続の経緯

JSAは、2005年4月26日、Xから上記のような仲裁申立てがなされたことを受けて、同日、所定の確認（日本スポーツ仲裁機構規則（以下「規則」という）15条1項）を行ったうえで、Xの申立てを受理した。また、同機構は、アジア大会の開催日程（同年5月10日～15日）及び日本選手団の出発日程（同年5月7日）が迫っていたことから、事態の緊急性に鑑み、緊急仲裁手続（規則50条）によることを決定し、1名の仲裁人（以下、「仲裁パネル」という）を選任した。

仲裁パネルは2005年5月5日に審問を行い、翌日実質的な判断に入らず、Xの申立てについては仲裁合意もしくは仲裁に代わる規則がないこと等を理由に全て却下した。

(2) 仲裁判断の要旨

Xの選手登録が未了であるとの主張については、Xが申立日現在においてYの登録者であることは必要なく、長年にわたってXがYの登録選手として競技活動を続けており、継続的に登録申請が行われていれば、たまたま仲裁申立時点でXの登録手続が保留状態にあったとしても、それを理由としてXの仲裁申立てが却下されることはない。しかしながら、以下の2点を理由に本申立てを全て却下した。

「不公正かつ不透明な選考基準を明確化せよ」との請求については、スポーツ仲裁が「スポーツ競技またはその運営に関して競技団体またはその機関がした決定」を対象としている以上（規則2条）、当該申立てについてはスポーツ仲裁の対象とすることはできない。また、仲裁合

意に代わる規則の存在については、Xが援用する倫理規程8条は、あくまでYの倫理委員会による決定がなされた後に、この決定に不服を有する競技者等が仲裁申立てをした場合に、Yがこれに応じることを規定した条項であるから、倫理委員会の決定が何らなされていない以上、この条項を根拠として仲裁合意があるということはできない。他に仲裁合意に代わる規程がない以上、いずれも却下を免れないとの判断を示した。

4 解説

(1) 本件仲裁判断の意義

2003年にJSAが設立されて以来、本稿執筆段階である2008年3月現在に至るまで、JSAによる仲裁判断は合計7件なされている。本件はこれらの仲裁判断のなかで、唯一、申立てが全部却下され、全く本案の判断に至ることなく門前払いという形で決着された事案である⁽¹⁾。また、その却下の一つの理由として仲裁合意（ないしはこれに代わる競技団体規則）が存在しないことが挙げられており、仲裁合意という仲裁制度の根幹に関わる問題を扱うものである点において注目に値する事案である。

そこで、以下、仲裁合意及びこれに代わる競技団体規則に関する部分を中心として、考察してみることにしたい。

(2) 自動的仲裁付託条項による仲裁合意及び団体内不服申立前置主義

1) 自動的仲裁付託条項による仲裁合意

JSAに対するスポーツ仲裁申立も仲裁である以上⁽²⁾、他の仲裁手続と同様に、紛争当事者間で仲裁合意が成立していかなければならぬ（規則2条2項）。ただし、この仲裁合意は、必ずしも個々の紛争が生じた後に個別的に成立したものである必要はなく、競技団体が予め定めた規則等において、競技者からの仲裁申立てがあれば自動的に仲裁に応じる旨の条項（以下「自動的仲裁付託条項」という）によって包括的に仲裁合意がなされなければ足りる（同14条1項（6）、同2項、同15条1項）。

競技団体と競技者との力関係に差があること、団体の決定に対する仲裁判断は特に迅速性が求められることなどから、紛争発生後に個別的に仲裁合意を成立させることは困難なことが多い⁽³⁾。そこでJSAAも、各競技団体に対し、かかる自動的仲裁付託条項の採択を推奨し⁽⁴⁾、徐々に採択が進んではいるものの、現状においてその状況は芳しいとはいえない⁽⁵⁾。

2) 団体内不服申立制度と団体内不服申立前置主義

上記のような自動的仲裁付託条項が定められている競技団体においても、競技団体による選手選考等の決定に対して、直ちに競技者が仲裁申立てを行えるとは限らない。競技団体によっては、本件Yと同様に当該団体内に不服処理機関を設けるとともに、その機関による不服審査（決定）に対して仲裁申立てがなされた場合にのみ自動的に仲裁に応じるという形で、自動的仲裁付託条項を定めている場合がある（これを団体内不服申立前置主義と呼ぶこととする）。

本件Yにおいては、倫理規程8条で「本連盟の倫理委員会の行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従って行う仲裁により解決することができる」として、団体内不服申立前置を要求する形で仲裁付託条項が定められていた。そのため、本件ではYの「選手選考委員会」とは別の組織である「倫理委員会」による審査（及び決定）を経ておらず、また、Yが本件仲裁に合意せず、かつ、他に仲裁条項に代わる団体規則も存しない以上、Xの仲裁申立ては却下せざるをえないとしたものである。

3) 団体内不服申立を経ない仲裁申立てについて

団体内不服申立前置を定める規程が存する場合、団体内不服申立てを経ずに仲裁申立てをすることは、一切許されないのであろうか。

確かに、団体内不服申立制度および団体内不服申立前置主義を設けること自体は、競技者が処分をした団体に決定の見直しを求めたことに対し当該団体が迅速かつ公正に対応するとすれば、あらゆる場合にスポーツ仲裁機構に申立てなければならないとの取扱と比較して競技者の負担が軽減される場合もないわけではなく、団体の自律性・内部自

治を認める点からも、一定の合理性が認められると考えられる。

しかしながら、具体的な事情の下で団体内不服審査に合理性が認められない場合（例えば、不服処理機関とされる機関が実際には存在しない場合、不服申立ての方法を問い合わせたが具体的な方法を教示されない場合、不服申立てをしたにもかかわらず長期にわたって審査決定をせずに放置している場合等）には、団体内での不服審査を経ていない段階においても、直接に仲裁申立てをすることが認めらなければ、仲裁判断に応じる合意条項を設けた意味がなく、却ってスポーツ仲裁制度の利用を妨げる手段として利用されるおそれもあり、合理性を認めにくい。また、理論的にも、競技団体と競技者の関係といえども、一定の法の支配が及んでいると考えられ⁽⁶⁾、手続保障の見地から、競技者の利益保護の道は確保されるべきといえる⁽⁷⁾。さらに、前記のような事情があれば、団体内不服申立前置主義の下で、不服のある競技者として落ち度なく行動したが不服が認められ得なかったという意味において、不服申立てを行ったが申立て却下ないしは棄却の決定がなされた場合、すなわち不服申立てを前置した場合と実質的に同視しうる場合が存することまでも否定できないはずである。

これらの点から、具体的な事情の下で、団体内不服審査を経たものと同視しうるような事情がある場合には、団体内不服審査を経ずに直接仲裁申立てをすることも認められるべきと考える。

4) 本件仲裁判断の検討

本件の場合、XはYの倫理規程が存在するにもかかわらず、なぜ倫理委員会への不服申立てを経ずに、直接JSAAに対する仲裁申立てを行うことになったのか、仲裁判断上は必ずしも明らかではない。

仲裁判断に記載された当事者の主張から推論すると、倫理委員会という団体内不服処理機関の存在が競技者等に周知されておらず、Xとしては規程上の存在は理解していても実際に存在するかどうか認識していないかった。あるいは、倫理委員会の存在自体を認識してはいたが、団体内での不服審査では時間的な制約の中で、満足しうる回答が得られる可能性が乏しいと自ら判断し、直ちに仲裁を申立てた可能性等が

推測される。

いずれにしても、Yとしてなすべきことをしたといえる具体的な事情等が立証されていれば、仲裁申立が許される可能性もあったのではないかとも考えられる。

本件仲裁申立に対しYは協力的対応をまったくとっていないかった。仲裁に応じないことや、Yの意向に反する仲裁判断がなされても従わないことを予め明言していただけでなく、仲裁パネルの求める倫理規程や倫理委員会の実態等についても明らかにしようとせず（もっとも指定された期日後に、倫理規程等一部の証拠は提出された）、さらに、指定された審問期日にも出席しなかった。そのため、規程上の倫理委員会が本当に存在するかどうか、倫理委員の人数、氏名、選任経緯、さらには、どのような活動をしているのか等の倫理委員会の実態はまったく不明のままである。このようなYの対応はYが自ら定める「役・職員倫理規程」第5条5項において「各種大会の代表選手の選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑念を抱かせることのないよう公平かつ透明性のある選考を行うこと」と定めた趣旨に反し、公平さも透明性も認められない。

したがって、前置を求める倫理委員会の実態が不明である以上、本件では仲裁合意に代わる規程の存在とその要件の具備（もしくは要件具備に代わる事情の存在ないしは要件具備とみなさなければ著しく不公平である事実の存在等）を認め、実質的な仲裁判断に入っても構わない事案として評価することも十分可能とする余地があったのではないかとも推測される。

しかしながら、本件仲裁判断は「仲裁があくまで両当事者の仲裁合意をその権限の基礎に置くものであり」「倫理委員会の行った決定」の存在が積極的に立証されない以上、仲裁条項に代わる競技団体規則が存しなかったことを理由として却下するとの判断を下した。仲裁判断の中で、仲裁に対するYの非協力的な対応をいくつも問題点として指摘していることからして、仲裁パネルとしては実質的な判断に入る余地があったものと評価したのではないかとも考えられるが、仲裁は裁

判ではなく、両当事者が誠意をもって仲裁に臨むことが前提とされている以上、苦渋の選択として「却下」せざるを得なかつたものではないかと推測される。

(3) Yの対応について

前述のように、Yが自ら定めた規程上は、選手選考の公平性・透明性を求めており、仲裁に応じる規程を定めている。にもかかわらず、Yが本件仲裁でとった対応はその規程の趣旨に反するものであった。仲裁合意に応じないことを明言するだけでなく、証明を求められた事項についても積極的に応じず、審問期日への出席も拒否し、さらには予め「自らの意向に反する仲裁判断がでても従うつもりがない」と明言するなど、およそスポーツを司る団体とは思えない対応をしている。本仲裁の結果は一応Yの望む結果となり、形式的には勝利したのかもしれないが、このようなYの対応が今後も続くとすれば、いかにYの理事者が熱心な運営指導をしたとしても、競技者から信頼されることはもちろんのこと、広く国民からの信頼・支援も到底得られないはずである。また、このようなYの対応に対し指導力を発揮できない日本体育協会も同様に信頼を失いかねない。

各種スポーツ団体は、国や地方自治体等から補助金の支給を受けていたり、施設利用や税制上の優遇措置を多かれ少なかれ受けているはずである。国や自治体から何らの支援も受けず、まったく私的に活動をするならまだしも、公的な団体として国や自治体からの支援を今後も求めるのであれば、国民の信頼を得るためにも、選考手続きやその後の対応について透明性、客観性、誠実さを維持しなければならないはずである。スポーツの更なる発展を求める一人として、関係者の猛省を促したい。少なくとも、Yが自動的仲裁付託条項を置きながら、仲裁に非協力的な対応をとった理由については、スポーツ仲裁制度を維持発展させるためにも、明確にされることを希望するものである。

【注】

- (1) 他の6件のうち、3号事件、5号事件は、一部却下の判断を含んでいるが、いずれも仲裁合意が存在していることについては争いとなっていない。
- (2) スポーツ仲裁が仲裁法上の仲裁（真正仲裁）にあたるかという点については、「スポーツ仲裁機構2号事件について」（大川宏、日本スポーツ法学会年報第11号124頁）参照。
- (3) 仲裁申立ての相談がなされたが、競技団体との間で仲裁合意が得られなかつたため、仲裁手続進めなかつた事例が、2003年に2件、2004年に1件報告されている（道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構3年間の総括と若干の論点についての考察」http://lawschool.cc.sophia.ac.jp/keisei_project/project/pdf/002_dogauchi.pdf 参照）。これら以外にも、多くの泣き寝入りの事例が存在すると思われ、潜在的には仲裁合意が得られないため仲裁手続を利用できないケースも少なからず在するものと推測される。他方、1号事件、3号事件については、事後的に競技団体との間で仲裁合意が成立しており、事後的に仲裁合意が成立する場合も存在する。
- (4) JSAAの活動につき、道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構の活動」『自由と正義』2007年2月号28頁以下参照。
- (5) 「スポーツ仲裁規則」の対象団体における自動的仲裁付託条項の採択状況に関して、2007年6月22日時点において、全162団体中44団体が採択済みであるとのことである（道垣内正人、前同32頁）。
- (6) 小笠原正ほか「導入対話によるスポーツ法学」不磨書房、2005年、57頁以下参照。なお、1号事件においては、「確かに公益法人である相手方協会に対して行政手続法等が直接的に適用される余地はないが、その規定の趣旨が法的一般原則・条理の表現でもある場合には、それが本件処分のような決定に対しても適用されることを妨げるものではない。」と述べられている。
- (7) 法の支配という観点ではなく、競技団体の任務という観点から、競技団体の裁量権の制限を述べるものとして、前掲道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構の活動」『自由と正義』参照。